

## 別表一 工作物石綿事前調査者 受講資格区分

※下記のいずれかの条件を満たすこと。①以外は**実務経験証明書**を忘れずに持参してください。

区分番号	学歴・実務経験等	各種証明書
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証の原本とコピー
②	工作物に関して <b>11年以上</b> の実務経験を有する者	・実務経験証明書
③	学校教育法による <b>大学</b> (短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者	・卒業証明書の原本とコピー ・実務経験証明書
④	学校教育法による <b>短期大学</b> (修業年限が3年のものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、工学に関する正規の課程、又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、工作物に関して <b>3年以上</b> の実務の経験を有する者	
⑤	学校教育法による <b>短期大学</b> (同法による専門職大学の前期課程を含む)又は <b>高等専門学校</b> において、工学に関する正規の課程、又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>4年以上</b> の実務経験を有する者	
⑥	学校教育法による <b>高等学校</b> 又は <b>中等教育学校</b> において、工学に関する正規の課程、又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>7年以上</b> の実務経験を有する者	
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による、 <b>改正前</b> の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる <b>特定化学物質等作業主任者技能講習</b> を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して <b>5年以上</b> の実務経験を有する者	
⑧	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して、 <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者	・証明書類の写し ・実務経験証明書
⑨	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官、もしくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官、もしくは労働衛生専門官であった者	
⑩	労働基準監督官として <b>2年以上</b> その職務に従事した経験を有する者	

※受講資格は「工作物石綿事前調査者講習登録規定」で定められています。